

平成二十七年二月二十四日受領
答 弁 第 七 九 号

内閣衆質一八九第七九号

平成二十七年二月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 町 村 信 孝 殿

衆議院議員山井和則君提出労働者派遣法改正案の修正に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出労働者派遣法改正案の修正に関する再質問に対する答弁書

一について

御指摘の答弁は「労働者派遣制度の改正について」（平成二十六年一月二十九日労働政策審議会建議）において派遣労働者の直接雇用の推進やキャリアアップを図る必要があると提案されたことを踏まえ、直接雇用される者であつて期間を定めずに雇用される労働者を念頭に置いたものである。

二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、労働関係法令上「正社員」の定義が存在しないため、一概にお答えすることは困難である。